

**第7期横須賀市障害福祉計画
(第3期横須賀市障害児福祉計画を含む)**

令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度)

(7)地域生活支援事業 意思疎通支援事業の見込量

サービス名	サービスの概要
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能等の障害により意思の疎通を図ることが困難な方に、手話通訳者や要約筆記者を派遣したり、市役所での手続きのための手話通訳者を配置したりする事業
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者等との交流活動を促進するために、日常会話程度の手話表現技術の習得者を養成する事業

サービスの推移と見込

サービス名	単位	第6期／第2期実績			第7期／第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	件	802	770	-	770	770	770
要約筆記者派遣事業	件	85	95	-	95	95	95
手話通訳者設置事業	人	2	2	2	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	14	11	-	11	11	11
手話通訳者養成研修事業	修了者数	15	19	-	19	19	19
要約筆記者養成研修事業	修了者数	0	0	-	1	1	1
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	件	2	11	-	11	11	11
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	修了者数	2	1	-	1	1	1
失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	件	0	0	-	6	6	6
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	修了者数	0	0	-	0	0	2

(数値は1年あたり)

現状・課題

- 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法)」の趣旨を踏まえて、本市に暮らす障害のある方が、その必要とする情報を十分に取得し、利用し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、事業の実施に取り組む必要があります。
- 手話通訳者派遣事業については、現在、通院や公的機関等での手続きなど、社会生活上不可欠である外出時に手話通訳者の派遣を行うことができることとなっていますが、聴覚障害のある方からは、就労のための資格取得を目的とした講習会や介護予防を目的とした講座への参加など、社会参加活動などにも派遣対象を拡大してほしいとの声が上がっています。しかし、聴覚障害のある方のニーズに対して、手話通訳者の人数が十分に確保されていません。
- 手話通訳者の高齢化、手話通訳者の養成には数年かかるなどの理由により、手話通訳者の人数を大幅に増加することができない状況です。
- 事業の周知が十分でなく、失語症者向け意思疎通支援者派遣事業の利用登録者がいない状況です。

見込量の設定の考え方

- 手話通訳者、要約筆記者の派遣事業については、過去5年間ではいずれも減少傾向が続いていますが、聴覚障害のある人の意思疎通に関する権利を守るという観点から、令和4年度と同程度の実績を見込量として設定しました。
- 手話通訳者設置については、現行の2人体制を維持します。
- 手話奉仕員および手話通訳者の養成研修事業について、年度によって修了者の人数に増減があるため、令和4年度と同程度の実績を見込量として設定しました。
- 要約筆記者養成研修事業については、令和3年度・4年度と実績がありませんが、本計画期間では各年1名の修了者を見込みます。
- 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業については、令和4年度末時点で市内の利用登録者は1人で、今後大きな変動はないものと考えられるため、令和4年度と同程度の実績を見込みました。
- 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業については、令和4年度末時点で市内の登録通訳・介助員は11人で、利用者の人数に対して充足していると考えられることから、令和4年度と同程度の実績と見込みました。
- 失語症者向け意思疎通支援者の事業について、現在横須賀市に利用登録者はいませんが、令和4年度末時点の県内の政令指定都市の、人口に対する登録者の割合の平均では、約17万人に1人該当者がいるという計算になります。こ

れを横須賀市の人口に当てはめると、市内には潜在的に2～3人の対象者がいるものと考えられます。

- 失語症者向け意思疎通支援者の派遣事業の見込量は、この潜在的对象者が1人あたり年2回派遣を利用するものとして見込みました。
- 失語症者向け意思疎通支援者の養成事業については、現在市内には意思疎通支援者が1人いますが、令和8年度末までにさらに2人を養成し、対象者と同数の意思疎通支援者を確保することを目標とした見込量としました。

見込量達成に向けた取り組み

- 若い世代に対する手話通訳の必要性に関する更なる周知・啓発など、将来を見据えた手話通訳者の確保策の実施を検討します。
- 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業の対象者に対する周知・啓発を行います。
- 新たにICTやAIなどの技術を取り入れ、障害のある方の情報保障を行えるよう検討します。